

幕末弘前藩におけるウルシ木増植政策をめぐる問題と対応

——十三町の並木増植を中心——

萱 場 真 仁

はじめに

一 弘前藩におけるウルシ木増植政策

(一) 幕末以前のウルシ木増植の動向

(二) 嘉永期のウルシ木増植政策

二 「屏風山」荒廃の露頭と対応

三 十三町並木増植をめぐる藩の対応

(一) 安政二年の動向

(二) 安政四年の動向

(三) 十三町名主・年寄らの対応

おわりに

はじめに

筆者は以前、津軽地方西岸に位置する「屏風山」について、近世・近代にかけてその増植を担った野呂家の動向を中心に、造成ならびに荒廃・復

幕末弘前藩におけるウルシ木増植政策をめぐる問題と対応

興の過程を考察したことがある。この結果、一七世紀後半から一八世紀にかけて造成された「屏風山」は、当初津軽半島北部と岩木川下流域で進められた開発を現地で担当した野呂家によって増植がおこなわれたこと、「屏風山」の増植は野呂家から次第に村の人びとへとその担い手が移っていったこと、そして一九世紀後半に村々による増植が徹底していない問題が明らかとなり、再び野呂家によって増植が担われたことなどを明らかにした。⁽¹⁾

このうち、村の人びとの手によってなされた増植が、長い間不徹底な状態にあったと露頭する契機となったのは、嘉永五年(一八五二)正月より推進された、郡奉行後藤門之丞の手による九〇〇万本のウルシ木増植計画であった。この計画が進められていくなかで、後藤の命を受けた漆方取扱の山田左四郎・三上才八両名は領内の廻郷調査を実施することになったが、嘉永七年七月に「屏風山」の増植が低地にばかり集中しており、本来の機能である風除けの役割を十分に果たせない状態にあることが判明した。そこで、両者は同地へマツの増植を実施したい旨を後藤へと進言したのであった。⁽²⁾

弘前藩では文化・文政期（一八〇四―三二）以降、領内においてウルシ木の植栽が藩の政策として大々的におこなわれるようになる。特に嘉永・安政期（一八四八―六〇）は、前述の後藤門之丞によるウルシ木増植政策が推進された時期でもあり、積極的にウルシ木の栽培が領内において奨励された。^③

これまで、嘉永・安政期における弘前藩領でのウルシ木増植政策については、福井敏隆氏や中野渡一耕氏らによってその実態が明らかにされてきている。福井氏は、五所川原市歴史民俗資料館所蔵の「平山家漆関係文書」をもとに、同家が近世後期から幕末にかけて藩のウルシ木増植政策にどのように関与してきたのかを分析した。この結果、同時期の弘前藩では、村々の豪農層を「漆大仕立」などの役職に任じ、ウルシ木の管理・植栽を担わせることで推進されたことを明らかにした。加えて、藩のウルシ木増植政策は在方の負担を増加させ、その犠牲のうえで推進されたことを指摘している。^④

また、中野渡氏は近世後期の弘前藩におけるウルシ木増植政策の推移と、「漆守」「漆役」による経営実態について、浪岡組本郷村鎌田家の史料から論じた。この結果、弘前藩でウルシ木栽培が奨励された時期のうち、特に嘉永期は栽培奨励策をめぐってさまざまな矛盾が顕在化した時期であり、藩のウルシ木栽培奨励策と、漆守を務めていた百姓たちの間で認識の相違があったと論じた。^⑤

福井氏の村々の負担のうえでウルシ木増植政策が推進されたとする指摘や、中野渡氏のウルシ木栽培奨励の政策をめぐって矛盾が顕在化したとする見解については、筆者も概ね同意するところである。しかし、藩のウルシ木栽培に係る政策は、これまで藩の林政や森林をめぐる問題と切り離さ

れて論じられてきた傾向がある。前述の成果をもとにしつつ、当該期に展開したウルシ木増植政策を藩の林政全体の問題として捉えたとき、筆者は同政策の進行とともに領内の森林においてさまざまな問題が露呈し、藩の漆方を中心にその対応に迫られた時期だったと考える。

そこで、本稿では当該期に展開したウルシ木増植政策を概観し、それら政策との関わりのなかで、津軽半島北部に位置する十三町で発生した問題と藩の対応について、既出の「屏風山」の成果も参照しながら考察してみたい。

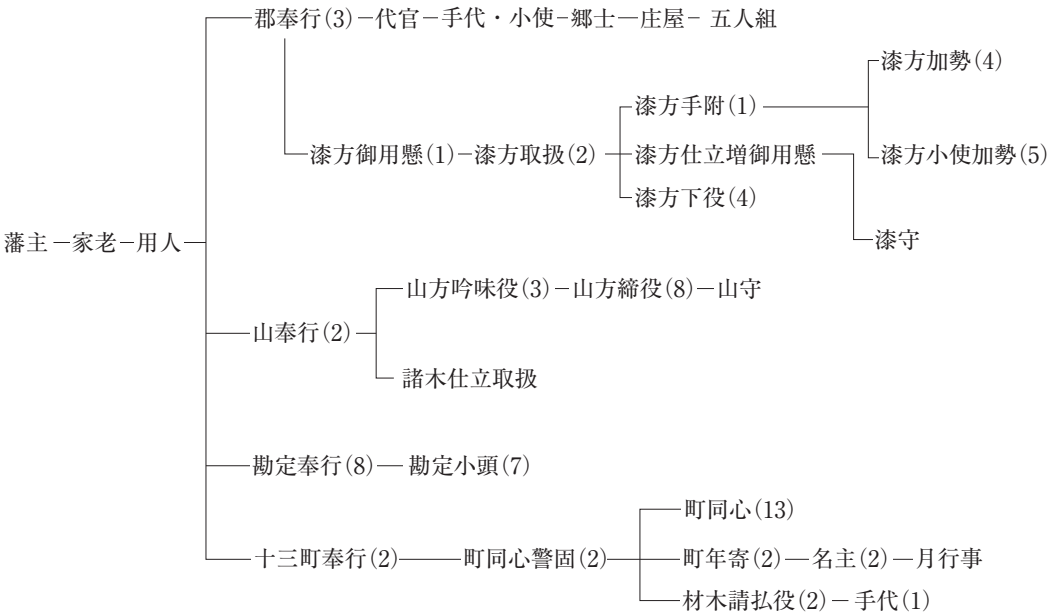
なお、本稿で関わりのある藩の職制については、「図1」、十三町や「屏風山」周辺の地図については「図2」に付したので、適宜参照していただきたい。また、本稿で引用する史料には、筆者の方で読点を打ち、旧字体・異体字は適宜新字体に改めた。史料中の傍線や記号も筆者による註記である。

一 弘前藩におけるウルシ木植栽政策

（一）幕末以前のウルシ木植栽の動向

最初に、弘前藩におけるウルシ木栽培政策について、近世を通じて見渡してみたい。弘前藩領においてウルシ木の栽培が開始された最も古い時期は、寛永元年（一六二四）とされる。このときは、奈良からウルシ栽培技術を習得した成田宗全なる人物が弘前へ帰郷し、領内に栽培地を広げる目的で藩に用地を出願したといわれている。その後、村の百姓たちによってウルシ木の栽培が領内各地でおこなわれ、藩はそれらを「漆新田」として取

〔図1〕 弘前藩職制機構図



※ 弘前大学国史研究会編『津軽史事典』(名著出版、一九七七年)、七二頁、福井敏隆「幕末期の津軽藩の漆木栽培政策―『平山家漆関係文書』の分析を通して―」(『北奥文化』第一六号、一九九五年)、三三頁、黒瀧秀久『弘前藩における山林制度と木材流通構造』(北方新社、二〇〇五年)、一五～二〇頁、北嶋祐二『弘前藩の漆行政』(私家版、二〇〇八年)、六一～六八六頁等を参照しながら、本稿に關係する嘉永・安政期の職制を中心に作成。

※ 役職名の後にある数字は定員数を示している。

※ 漆方仕立増御用懸は、各組の代官・手代の者から選定された。

※ 漆守は各組、各村にそれぞれ配置された。

※ 山守は対象となる山の麓村から選出。

り立て、成木した際には役負担を免除する方策をとっていた。⁽⁶⁾

藩の政策としてウルシ木の植栽が開始されたのは寛文期(一六六一―七三)といわれており、これと併行して漆器生産が領内で開始されるようになったのは元禄期(一六八八―一七〇四)とされる。⁽⁷⁾このように、藩領内ではウルシ木の植栽が近世中期までみられたが、天明二―三年(一七八二―八三)に発生した天明飢饉の影響もあって、ウルシ木栽培は一時低調となつてしまった。

その後、弘前藩は天明飢饉からの復興を目指すにあたり、米穀以外の商品作物としてウルシに注目するようになった。そのため、文化期(一八〇四―一八)にはウルシ木の栽培が藩の手によつて推進された。文化三年(一八〇六)には、各村に漆守が置かれ、彼らの手によつてウルシの植栽が担われるようになる。⁽⁸⁾その結果、文化二年段階で二〇万―三〇一本⁽⁹⁾だった領内のウルシ木総数は、文政元年には一四三万四九八本⁽¹⁰⁾にまで増加した。これ以外にも、文化八年にはウルシの販路を拡大させるべく藩士を上方や会津へ出張させたり、同九年には城下の商人たちへウルシ実の買い入れを命じたりしている。⁽¹¹⁾

但し、この時期の植林をめぐる動向は、決してウルシに限定したのではなく、村々に対してはウルシを中心としながらも、「村方ニ寄便利之木種」を間断なく植えつけるよう通達しており、これらにはスギ・マツ・クリ・カツラ・キリなども含まれていた。⁽¹²⁾

(二) 嘉永期のウルシ木増植政策

こうした流れのなかで、弘前藩においてウルシ木栽培政策に大きな動き

がみられたのが、嘉永期(一八四八―五四)であつた。全国的にみると、この時期は諸藩で殖産興業政策の推進がみられ、弘前藩においても、天保飢饉を受けた後に藩財政の安定が目指されたこともあって、製陶業・養蚕業・菜種生産、そしてウルシの生産が企図された。

ウルシについては、嘉永五年(一八五二)に郡奉行の後藤門之丞と勘定奉行の三上喜左衛門の両者が漆方御用懸に任命され、「はじめに」でも述べた通り、同年二月には藩領内のウルシ木九〇〇万本を増植する計画が出されたのであつた。⁽¹³⁾この計画を受け、嘉永六年一月に漆方取扱の山田左四郎と三上才八が以下の提言を後藤へとおこなつた。

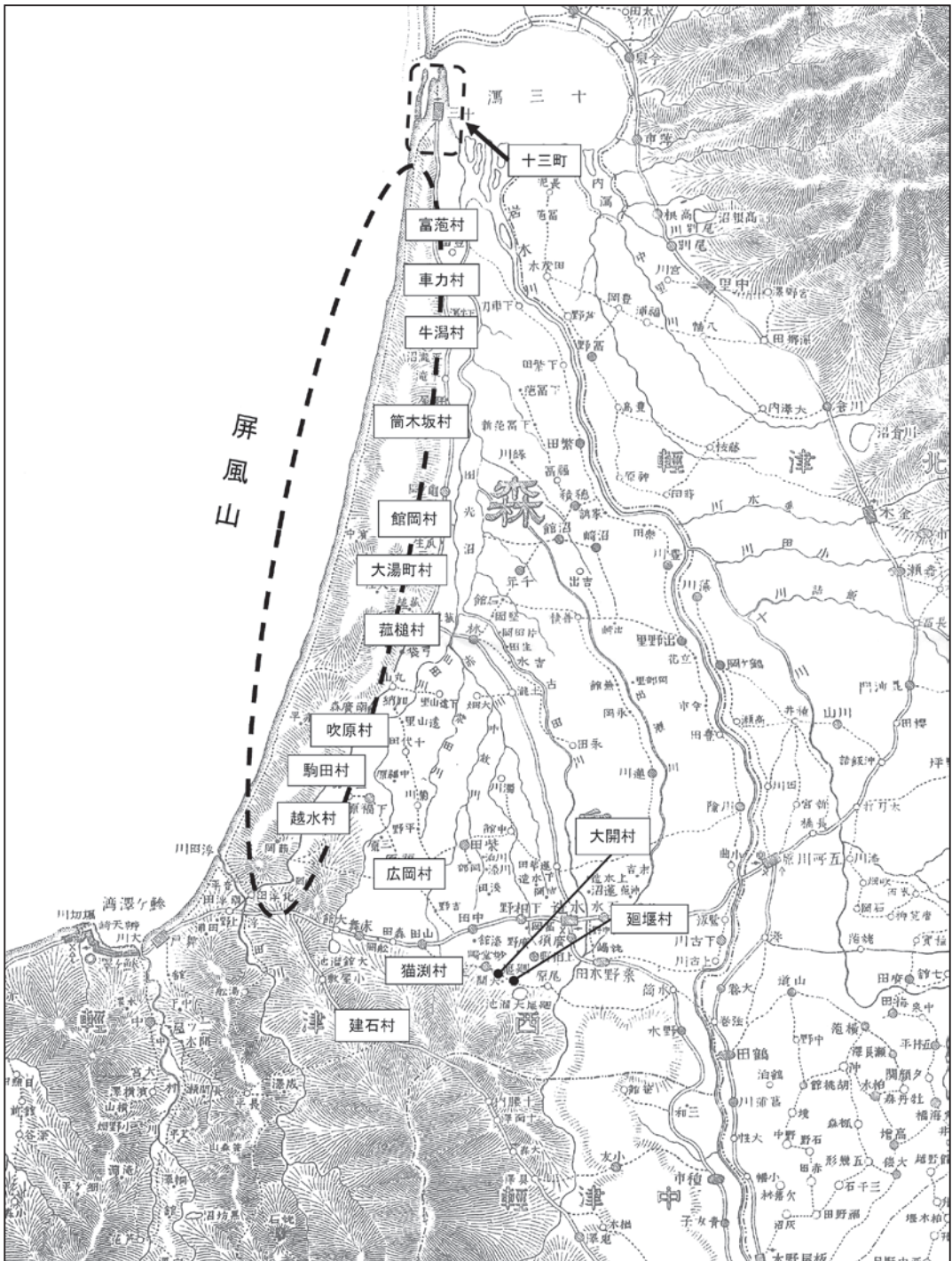
〔史料一〕⁽¹⁴⁾

覚

漆仕立増可相成場所、明年今段々廻郷之上夫々見分仕候処、村々手近ニ有之候之空地之義ハ大半仕立増願出ニ相成候得共、沢目通り村々并山下タ村々ニ而村所手遠之沢所ニハ、漆植付ニ最上之庭地多御座候得共、兎角手遠故木苗持賦旁手配行届兼候ニ付、土地相劣り候而も村近辺見立場所ニ申立ニ付、村方ニ而も故障等申唱且植付木江及徒、遠山江植付候義ハ盛木も早敢取植付相済候上ハ、村近辺与違面倒も無之、至極都合宜敷候得共、元外是迄山仕立之木苗出来候義相心得不申故、遠山江仕立之義被相行不申様奉存候、是迄之漆仕立場所之儀ハ、何連も手近ニ而草地同様之場所故、一端者被仰出候随ひ、下々ニ而相励仕立増仕候而も、兎角植付より盛木ニ相成迄ニ者減木多相成候義ハ偏ニ為徒等御座候、右様漆山江仕立増候而ハ、仮令御締之義相続ニ候而も格別減木ニ至り不申、永久之御備可相成様奉存候、随而在方ニ而山之宝与申唱居候御本山之内、桧・杉生立不申草山同様ニ相成居候場所ニ漆仕立

〔図2〕「屏風山」・十三町周辺拡大地図

幕末弘前藩におけるウルシ木増植政策をめぐる問題と対応



※「青森県全図」(虎尾俊哉編『日本歴史地名大系二 青森県の地名』平凡社、一九八二年所収)をもとに作成。丸破線部で示した箇所は「屏風山」と呼ばれる海岸線が広がる。十三町は四角破線部で示した。

方可被仰付哉、左候ハ、為御試御物入ヲ以些少ニ而も木苗畑御取建之上、木苗出来之手寄村々江被下置候得者、下々ニ而難有差含、往々仕立増ニ可相成、尤木苗被下置候へハ、其余ハ格別御手数之御世話不被仰付候而も仕立増相成候義与奉存候、右被仰付候へハ、先別紙之場所見立木苗畑百坪位ツ、明年度土用中ニ焼払置、秋ニ至リ打発畑形ヲ出来置、明後年之春蒔付之手配可仕与奉存候、此段申上候、以上、

十一月

山田左四郎

後 門之丞様

三上才八

これによれば、両者がウルシ木の増植を実施する箇所を、年明けより領内を廻りながら調査してきたところ、村近くの空地は百姓たちから増植の願い出がなされてきているが、村から離れた沢や「深山」などはウルシ木の植林に適した場所があるにも拘わらず、これまで実施されてきていないと指摘した。加えて、従来植林がおこなわれてきた場所は、手近であるがゆえに「徒」によって成長前に伐採されてしまったため、木々が減少してしまっているという。したがって、人の手が入らないような「深山」などにウルシ木の植林を実施すれば木々は減少せず、「永久之御備」となると述べた。そこで、藩が所有する性格を持つ本山のうち、ヒバ(ヒノキアスナロ)やスギが生育せず草地のようになっている場所に、ウルシ木の植栽を命じられたいと述べた。なお、別紙と思われる史料によれば、漆方取扱の方で見分した植栽可能な場所は一五箇所あった。⁽¹⁵⁾ 漆方取扱の二人は、これらを翌年秋までにウルシ畑として取り立てるようにし、翌々年春に苗の植え付けを実施できるよう手配する計画を立てている。

山田・三上両名の提案で注目すべき点は、「深山」「深山」へのウルシ木

植栽が述べられている点である。管見の限り、これらの場所に対するウルシ木の植林と、藩による実地調査が企図されたのは初めてのことであった。また、文化期のウルシ木植栽政策と比べると、植栽対象樹種がよりウルシ木へと絞られている点も、嘉永期の増植計画の特徴といえる。両者の提案を受け、郡奉行の後藤門之丞は平地と異なる奥地への植林が「永久之御備」になるとして、計画の実施を命じるよう用人の工藤伝兵衛⁽¹⁶⁾へ依頼した。⁽¹⁷⁾

このように、嘉永期のウルシ木増植計画は、それらを推進する郡方を中心に、次第に実行へと移されつつあった。しかし、山田・三上両名による「深山」へのウルシ木増植に対し、林政を管掌する山奉行は以下の通り意見を述べている。

〔史料二〕⁽¹⁸⁾

紙面郡奉行申出漆仕立増被仰付候ニ付、漆方取扱廻郷之上深山江も仕立増之趣意、段々申出之義至極尤ニ相聞得候得共、元来漆仕立之義者、先年⁽⁷⁾被被仰付罷有候而御郡中漆守も多被仰付、地元之義ハ其土地ニ寄見継山等迄漆仕立場所被仰付、広太之地元割割渡被仰付候得者、右之分不残植付有無之義今一応御穿鑿被仰付候而、弥仕立増之地元無之候ハ、山方締役・勘定人・郡所物書、其外漆方取扱出会見分被仰付、右申出之処ニ而何連共御沙汰被仰付候様、当時何連之山下ニ而も秣場ハ勿論、萱仕立共不足ニ而一円難済之趣申出罷有候得ハ、空地等無之様相聞得申候、尚向々御沙汰被仰付候様此段申上候、

十一月廿四日

山奉行

これによれば、郡奉行によるウルシ木の増植により、漆方取扱が領内を廻ったうえで「深山」へ植栽を実施する方針を敷いた点については、至極

妥当なように思われるとしながらも、ウルシ木の植栽の有無について再度調査を経たうえで命じるようにしてほしいと述べている。そのうえで、増植対象の場所が見つからないようであれば、山方締役と勘定所の役人、そして郡方の郡所物書、漆方取扱が出向いたうえで実地調査をおこなってから判断を下すようにしてほしいとした。

山奉行によれば、先年からウルシ木の植栽について言い渡されたことにより、領内には多くの漆守たちが命じられ、百姓たちが管理を担う見継山に至るまでウルシの植林がおこなわれたという。この結果、領内は広くウルシ木の植栽に充てられることとなり、傍線部で示した通り、麓村では秣場はもちろん、カヤの刈り取り場すら不足している状態で、人びとから「一円難渋」の申し出がなされていると述べた。そのため、ウルシ木を植栽するための「空地」がないのではないかという懸念を併せて示している。

山奉行のこの指摘からは、従来の研究でも述べられているように、当該期のウルシ木増植政策が必ずしも藩と領民の共通認識のもとでおこなわれていなかったことが窺える。それとともに、今回のウルシ木増植政策が、村の生業に必要な秣場やカヤの刈り取り場などを考慮しない強行的なものであると山奉行に捉えられていたことが明らかである。そのため、「今一応御穿鑿」と郡方・勘定方との実地調査を、山奉行は要求したのであった。

山奉行からのこれら指摘・提案を受け、具体的に郡方や勘定方でどのように対応したのかについては、史料の制約もあり判然としない。しかしこれ以後、漆方取扱では領内全域を対象とした、ウルシ木植栽場所の廻郷調査がおこなわれていった。その過程で、津軽半島西岸に広がる「屏風山」もまた調査の対象地とされたが、調査の過程である問題が露頭することと

なったのである。

二 「屏風山」 荒廃の露頭と対応

「屏風山」は、津軽半島西岸に伸びる七里長浜に沿って、十三湖に至る南北約三〇キロメートル、東西約三〜五キロメートルの大砂丘地に、防風・防砂を目的として植栽された海岸林である。⁽¹⁹⁾「はじめに」でも述べた通り、筆者はすでに「屏風山」の造成過程と近世後期における荒廃・復興の過程については明らかにしてきた。⁽²⁰⁾しかし、嘉永期における「屏風山」荒廃の露頭は、本稿で明らかにする課題とも大きく関わる内容であるため、ここでは既出の成果を用いて、その概要を改めて述べてみたい。

「屏風山」が造成されたのは、天和三年（一六八三）のことであった。弘前藩では寛文期（一六六一〜七三）に津軽半島西岸部と岩木川下流域の広大な湿地帯を対象とした新田開発に着手した。このとき、広須・木作新田両組に属す地域の開発が進んだが、その際に障害となったのが、日本海から吹きつける偏西風によって舞い上がる潮や砂であった。藩は、当該地域の開発を担当していた野呂理左衛門に植林を命じ、宝暦期（一七五一〜六四）までは野呂家による植林がおこなわれていた。それ以後は、村々の者たちによって仕立（植林）と見継（管理）が次第に担われていくようになっていった。

しかし、天明・天保の二度にわたる飢饉などの影響もあって、「屏風山」は荒廃の一途をたどっていくようになり、これら飢饉の前後には、「屏風山」周辺に位置する村の百姓たちによって盗伐がたびたびおこなわれていた。藩はその都度、百姓たちに対して過料木の植えつけを命じるなどの対応に迫られることとなったが、嘉永七年（一八五四）七月、漆方取扱によつ

ておこなわれていた廻郷調査によって、「屏風山」で起きていた問題がより明確なものとなった。

漆方取扱が提出した意見書⁽²¹⁾によれば、「屏風山」のうち建石村から筒木坂村に至るまでの区域には諸木が生育していない状態だったため、当初はそれら場所を「漆仕立」の地として村々へ割り当て、ウルシをはじめとする木々を植えて管理を徹底させれば、「屏風山」本来の機能を回復させることができる見込みを立てていたようである。

ところが、実際に見分してみたところ、高所は草地同様で、村近くの低い位置にマツやスギが植えられていたものの、木の数が少なく、風除けになるほどのものではなかったとしている。加えて、場所によっては木々が一切生えておらず、風が広く内陸へと直に届いてしまう状態にあったという。

廻郷調査を担当していた山田左四郎・三上才八両名は、これら場所に「漆仕立」を割り当てたとしても風除けになるほどの生育は見込めず、調査時の段階では周辺の村々に被害をおよぼしている状態であると述べた。実際に両名が意見書とともに提出した図面⁽²²⁾には、「屏風山」に植えられている木々の様子が描かれている。これによれば、村近くの低地にばかり植林がされ、高地に植えられているのは一本のみであることを指摘している。また、その一本も海から吹きつける風によって押し倒されてしまったことも併せて記している。

以上のことを勘案し、山田・三上の二人は建石村から筒木坂村、廻堰村から広岡村までをそれぞれ見分したうえで、まずマツの植林をおこないたいと申し出た。これらをおこなえば、マツが成長した後には村々に対してもウルシ木を割り渡すことができ、「屏風山」の復興とウルシ木の増植の

いずれとも成就すると両者は目論んでいたようである。

この申し出は、郡奉行である後藤へと上申され、同年七月二二日に用人工藤伝兵衛へと伝えられた⁽²³⁾。そして閏七月一二日には、山奉行にもこの件が伝わり、最終的に許可が下りたのは二月一七日のことであった⁽²⁴⁾。

「屏風山」はこれ以後、マツの植林が大々的におこなわれていくようになった。その際、植林の担い手として命じられたのが、一七世紀に造成を担った野呂家の子孫で、当時館岡村庄屋と漆守を務めていた野呂喜太郎であった。野呂喜太郎が植林したマツの本数は、文久二年（一八六二）三月までの間で、実に五万一一〇〇本におよんだという。喜太郎の死後は、その子である武左衛門らに引き継がれ、「屏風山」の植林は明治期に入っても続けられた。

このように幕末の弘前藩では、「屏風山」の荒廃が明るみとなり、その復興策がとられるようになる。その契機となったのは、郡奉行らが推進するウルシ木増植政策であり、ウルシ木を植栽するために、まずは「屏風山」の復興を成し遂げる必要があったことが窺える。

さらに、この「屏風山」復興策が提言された翌年の安政二年（一八五五）には、その先に位置する十三町において、並木の植林が藩によって命じられた。

三 十三町並木植林をめぐる藩の対応

(一) 安政二年の動向

まず、十三町の概要について簡単に説明しておきたい。⁽²⁶⁾ 十三町は津軽半

島北西部、岩木川河口に位置している。正保二年（一六四五）の「津軽知行高之帳」には、高五・〇八石、うち田方は一・三八石とあり、元禄一四年（一七〇二）の「陸奥国津軽郡郷帳」には、六・一六石とある。家数は元禄五年で一〇二軒、享和二年（一八〇二）で一六九軒を数え、天保二年（一八三二）正月の「十三町家別軒数調書」⁽²⁷⁾によれば一七〇軒余となっている。さらに、嘉永五年（一八五二）の「十三町家別名前調之覚」⁽²⁸⁾には二二二軒、慶応二年（一八六六）の「十三町中人別戸数并諸工諸家業総括」⁽²⁹⁾では二五六軒が計上されている。このうち、嘉永五年の「十三町家別名前調之覚」によれば、職業別の家数は日雇一二七軒、荒物屋一八軒、船師一五軒、船大工一三軒の順となっている。また、慶応二年の「十三町中人別戸数并諸工諸家業総括」には、日雇一四八軒、荒物屋二三軒、船大工一七軒、船師一〇軒という順で職業軒数が数えられている。いずれにしても、田畑の耕作というよりは、海辺に係る生業や職工で生計を立てている家が多い地域といえる。

同地域は、中世の段階では十三湖を中心とした港町であり、近世に入ってから岩木川舟運と日本海海運を接続し、蔵米などの荷物を運ぶ地として機能していた。そのため、弘前藩では要衝の港・関所である九浦の一つとして重視され、十三町奉行が支配を担っていた。⁽³⁰⁾

この十三町に対し、藩は安政二年（一八五五）九月に「屏風山」との境界地から十三町の端に至るまでの一里半ほどの空野に並木を植えつけるよう命じた。藩がこのとき十三町に対して並木の植林を命じた理由は定かではない。しかし、先年同地へ植林をおこなった木々は四、五尺（約一・二―一・五メートル）以上伸びることはなく、成長しても屈曲しているなど、「往来諸人之目標ニ相成可申義ニハ無御座」という状態にあったという。⁽³¹⁾これらのことを踏まえると、「屏風山」の復興策が前年に講じられたことと併せて、

幕末弘前藩におけるウルシ木増植政策をめぐる問題と対応

この機会に十三町の並木に対する問題も解決しようとしていたのだと考えられる。

ところが並木の植林を命じられた直後、同町の名主・年寄たちは以下の通り奉行へと伺いを立てた。

〔史料三二〕⁽³²⁾

乍恐以口上書奉申上候、屏風山際分十三町端迄沓里半余空野御座候処、此度並木植付方被仰付奉畏候、随而段々穿鑿仕候処、廿四五年以前奥瀬和次郎様当町御奉行之節、長八与申者ニ右並木植付方被仰付、長八沓本毎ニ水を呉、手を尽し出情ニ植付候得共、大底分砂地ニ而其上嵐烈敷故ニも御座候哉、何分盛木相成兼、一兩年之内ニ不残立枯ニ相成、適々式三本残御座候得共、于今四五尺分延不申、其俣ニ罷有候、其後十六七年已前内村百吉様御勤中之節又々植付方被仰付候へ共、矢張前同断ニ御座候、随而此節植付方被仰付候而も、前同断与奉存候間、如何可被仰付候哉、此段奉申上候、以上、

十三町名主

九月

奈良屋佐次郎

同

能登屋三次郎

同年寄

村山権兵衛

対与作様

佐虎之助様

十三町の名主・年寄らは、二四―二五年以前にも長八という者が植林に精力を尽くしたが、元来十三町的地盤が砂地であり、海からの風も激しい

ため、木々が繁茂することなく一兩年のうちに残らず枯れてしまったと指摘した。その後、一六〇一七年前にも植林がおこなわれたが、これも同様の結果に終わったとしている。したがって、今回も同じような結果になってしまっているのではないかと、当時十三町奉行であった佐藤虎之助らに懸念を示したのであった。

これを受け、佐藤は用人の加藤清兵衛⁽³³⁾に対し、十三町は潮風が激しく、元来が砂地でもある「樹芸不相応」な土地で、「畑作不案内而已ならず女かち」な場所でもあるため、同地の見分を実施したうえで、畑一区画分にそれぞれクリ・ナラ・マツ・カシワの実を直接蒔けば、後々生育するのではないかと申し出た。そのうえで、木々の管理については十三町奉行の方で監督するので、種の蒔きつけについては藩の樹芸方⁽³⁴⁾で命じるようにしてほしいと願い出たのであった⁽³⁵⁾。

おそらく十三町では、これまで苗木を植えつける形での植林を実施していたようだが、それらが悉く成長せず枯れてしまったと指摘している点からは、同地がそうした形態での植林に極めて不向きな土地であったことがわかる。そのため、佐藤らは植林のあり方について、現地で木々の種を直接蒔き、その場で生育させる方法に変更しようとしていたと考えられる。

また、佐藤が申し出た樹種のうち、特にカシワは砂丘環境に強く、防風・防砂林に適した樹木とされている⁽³⁶⁾。後掲の「史料七」でも、岩木川の河口や十三湖周辺に植林をおこなおうとしているため、十三町の地質・性質に適した樹種の育成が、このとき現地の住人や役人たちによって提案されたといえよう。

用人に対して出されたこれら要望は、その後山奉行へと伝えられた。十三町奉行からの要望を受けた山奉行は、以下の通り用人に回答している。

〔史料四〕⁽³⁷⁾

覚

屏風山際ハ十三町端迄空野之處江並木植付之儀被仰付候処、別紙十三町奉行ハ申出書付御渡之上御談之趣も御座候間、何^a連土地見分申付、模様ニ寄委細可申上之処、既ニ雪地ニ相成見分方相成兼候間、明春雪消之所ニ而見分相下ケ諸種蒔付手順向等可申上与奉存候、随而町奉行申出候種、栗・檜・松・柏之類明年之成実を以大都畑方^a壹反歩位江蒔付之分、同所近郷江在割義郡奉行江被仰付候哉、左候ハ、明後年蒔付之節ニ至員数及諸色人夫等取調之可申上与奉存候、^b去与得評儀仕候処、同所之儀ハ委細別紙町奉行申出之通先前度々手を尽植付候義ニ御座候得共、兎角根付盛木ニ至兼候義者全土地不相応故ニ相聞得申候、然ハ右様盛木無覺束不相応之土地、殊ニ壹里半余長丁場江悉皆植付之義ニ御座候へハ、人夫諸色等不少御入用ニ可相成、折角多少之御物入を以植付被仰付候甲斐無之由、暫時皆無同様落木ニ相成候而ハ、民力費而已ならず不少御損失之筋ニ御座候間、町奉行申出之趣を以、与得向々御穿鑿可被仰付候哉、別紙御渡書付相添此段申上候、以上、

十一月八日

山奉行

十三町奉行の申し出については、山方でも見分を実施したうえで、その土地の状況に応じて詳細に回答しようとしていたという。しかし、すでに降雪時期に入っているため、来年春に雪がなくなり次第見分を実施し、それを経た後に種の蒔きつけ方法などを伝えるようにしたいと山奉行は述べた。そのうえで、クリ・ナラ・マツ・カシワの種ができた後に、おおよそ畑一反歩ほど蒔きつけられるよう、生育した種を村々へ配分することを郡奉行に命じてほしいと依頼した。このようにすれば、その次の年は種の蒔

きつけ作業に係る人たちの数などを調査したうえで指示が出せるとしている(傍線部a)。

しかし山奉行は、同地に木々が繁茂しないのは、十三町奉行からの申し出の通り、植林に不向きな土地であるためで、今回一里半にもおよぶ土地へ費用や人員を費やして木々を育てたとしてもその効果はなく、民間の労力・財力のみならず、藩にとっても大きな損失になってしまうのではないかと指摘した。加えて、十三町奉行の申し出をもとに、しっかりと調査を命じるべきではないかと提言している(傍線部b)。

この山奉行の提言に対し、用人がどのような返答や沙汰を下したのか、具体的には明らかではない。しかし、山奉行の提言やそれ以前の十三町奉行らの申し出が影響したのか、安政四年の三月まで同地における植林はみられず、一度中断する事態となった。

なお、後掲の〔史料五〕によれば、「昨年モ漆方ニ而見分」とあるため、中断している間に漆方による十三町の調査がおこなわれたと考えられる。それを経たうえで、安政四年の三月に再度並木の植林が実施されることになった。

(二) 安政四年の動向

安政二年(一八五五)段階で一度おこなわれなくなった十三町領における並木の植林は、二年後の安政四年三月に再び実施された。このときは、種を蒔くための人夫が町の者たちに命じられたようだが、これについて十三町の名主・年寄たちは再び難色を示している。名主・年寄によれば、同町の人びとは「船乗渡世」の者が多く、彼らは秋末まで不在にしているため、

町に残っているのは老人や子どもたちばかりであるという。したがって、彼らが山野で働けるような状態にはないとした。そこで、動員される人夫が女性でも問題なければ、彼女たちを三〇人ずつ割り当てるような形で命令を下してほしいと述べた。⁽³⁸⁾ これを受け、十三町奉行は用人に対し、以下のように願ひ出た。

〔史料五〕⁽³⁹⁾

覚

十三領空野之内江先達而樹木仕立方之義被仰付、其節委細申上候通砂地ニ而吹嵐烈敷場所ニ御座候得者、苗木ニ而植付方無覺束奉存候ニ付、昨年モ漆方ニ而見分之地面江此度為御試松種ニ而茂御蒔付可被仰付哉、当所之儀ハ船乗一方之業ひニ御座候得ハ、樹芸方如何ニ茂不案内ニ御座候上、此節女とも勝ニ御座候間、右女人夫三拾人位之出方ニ而蒔付出来ニ相成候分御積を以蒔種被下置、漆方手ニ而差図蒔付候様被仰付被下置度奉願候、右ニ而生育候者、追々支配之もの共ニ而段々仕立方ニ及、為方ニ相成候哉ニ奉存候、尚右場所見繼之儀ハ支配之内申付度奉存候間被仰付被下置度、則別紙相添差上此段奉願候、以上、

三月

山川栄八

対馬与作

工伝兵衛様

成三太夫様

十三町奉行によれば、以前同地に木々の植林が命じられたが、それに適合した土地ではないため、昨年漆方が調査した場所に今回「御試」としてマツの種を蒔くことが命じられたとしている。しかし、名主や年寄たちが申し出た通り、十三町は船乗りたちが多く、木々に関する知識が疎いうえ

に、当時は女性ばかりの状態だった。そこで、人夫を女性三〇人ほどで割り当て、種の蒔きつけができるよう漆方で手配してほしいと願いだした。

十三町奉行の願い出は、概ね年寄や名主たちの主張に沿った内容だった。さらに、これら願い出を受け、郡奉行は以下の通り回答した。

〔史料六〕⁽⁴⁰⁾

覚

十三領空野之内江樹木仕立之儀ニ付、同所々女人夫三拾人位差出松種蒔付方漆方差図申受、畑仕立申度義ニ付、別紙御下ニ付漆方取扱江評議申付候処、元来同所江諸木仕立方之儀ニ付最初願出之節、勘定所江御下ヶ山方江も評議被仰付候所、御物入多之儀ニ而御行届難被成旨、当年迄取究不申罷有候所、此度義ハ試ニ而少分之蒔付、同町より人夫差出候へハ御物入之義無御座候得とも、追年ニ至り生立模様ニ寄多少御扱之筋可申出哉ニ奉存候、且漆方ニ而取扱可申筈ニ無御座候得とも、段々御演説之趣も御座候ニ付、十三町奉行打合場処見分等迄仕義候へ者、全不進故ニ而御手数之御扱申上候筋無御座候得共、此度之願出ニ寄同領江諸木仕立方ニ相成候発端ニ而廉立被仰付候義ニ付、漆方計ニ而評議申上候へハ、後々差障之筋御座候様奉存候間、別紙ハ勘定所江御下評議被仰付度奉存候、乍去右評議御合相懸候得者、時節後可相成、然ハ折角進込申出、唯今手配違相成候へハ、勵合取失可申、殊ニ御試候儀ニ付、兎ニ角漆方ニ而十三町奉行打合時節不取失様、松種持参之上漆方下役相下、蒔付方可申付旨奉存候、則別紙御下ヶ書付差上此段申上候、以上、

四月十日

郡奉行

これによれば、もともと十三町への植林については、勘定所と山方へ下

された案件だったが、費用が高むことを理由に、この年まで処断が決定していなかったという。そこで、今回は試験的に少量の種を蒔き、十三町から人夫を動員する形で実施するとしている。そうすることで、費用もかからず、後々の育成状況によつては、藩の手でこれら問題への対応ができるのではないかと、郡奉行は併せて提案した。また、本来これらは漆方が扱わなければならない案件ではなかったものの、「御演説之趣」もあるため、漆方と十三町奉行との間で話し合いや見分なども実施したと述べている。しかし、結果としてまったく進捗がなく、自分たちが今回の願い出の発端となっていることもあつて「御手数之御扱」が言える立場にもないので、漆方ばかりで取り決めてしまえば支障が出てしまうと述べた。そこで、この願い出については勘定所へ対処を命じるようにしたいが、評議を合わせていては時機を逃してしまい、これまで進めていたことも無駄になつてしまうため、今回は十三町奉行と漆方で話し合い、時機を逃さないようにマツ種を持参したうえで、漆方下役を十三町へ向かわせて種の蒔きつけをおこなうようにしたいと述べた。

〔史料五・六〕で示した十三町奉行からの願い出、ならびに郡奉行の回答で注目すべきは、十三町における並木の植林や種の蒔きつけなどの差配、およびそれらに係る調査などが、傍線部に示したように漆方の手によつて実施されていることである。このことから、当地で発生していた並木の問題が、「屏風山」の問題と同様にウルシ木増植政策の延長線上にあり、それを主導する漆方や、管轄の郡奉行らが中心となつて対処に当たっていたことが明らかである。

なお、この回答のなかにある「御演説之趣」は、おそらく安政元年四月二日に後藤門之丞に対して出されたものと考えられ、その内容は、ウルシ

木の増植について精力を尽くすようにすること、ならびに「御時合柄ニ候へ共、過分之御物入を以木苗仕立方之上、望次第被下置」るようにすることを伝えたものだった。⁽⁴¹⁾「御演説之趣」自体はウルシ木増植を中心とした内容ではあるが、「屏風山」の問題も十三町の並木の問題も、それを推進するなかで発生した問題として捉えられ、漆方で対処しなければならなかったことが窺える。

(二) 十三町名主・年寄らの対応

安政四年（一八五七）四月二二日、郡奉行の回答を受けた勘定奉行・山奉行は特に支障はないとしてこれを了承し、同月一八日に正式に沙汰が下った。⁽⁴²⁾これにより、十三町では実際に並木となる木々の蒔きつけが実行に移されつつあった。

そうした状況のなか、十三町の名主・年寄は、再び十三町奉行に対して以下の願い出をおこなっている。

〔史料七〕⁽⁴³⁾

乍恐以口上書奉申上候、十三町領空野之内江樹木仕立方之義ニ付再応被仰付奉畏候故、空地之儀者兼而奉申上候通風烈敷場所、殊砂地之儀ニ御座候へ者、樹木植付候而も根付方無覚束御座候、随而当春松苗御蒔立之形ヲ以壹ヶ年ニ拾ヶ所ツ、拾ヶ年之内蒔立方被仰付候ハ、成就可仕哉ニ奉存候、尤外ニ河手并潟添江栗・柏之類蒔立方被仰付度奉願上候、左も無御座候而ハ、松生立候而も風之為ニ下這而已ニ而盛木ニ相成兼候様奉存候、左候へハ右種逆も私共自力ニ而手配方相成兼候間、以御威光壹ヶ年ニ松種壹斗・栗種五斗・柏種三斗ツ、御下ヶ被仰

付被下置度奉願上候、左候得者、当町之義其度ハ男共居合不申候ニ付女人夫ニ而も差出、私共附添蒔立仕度御座候、乍去常々駈廻リ見継不仕候而者、人馬踏荒シ且野火烧等難計奉存候間、生立之内当所ハ見継方式人被仰付被下置度、尤御威光無御座候而ハ制道方難相成哉奉存候間、壹人扶持ツ、被下置、帯刀御免ニ而見継方被仰付被下置度奉願上候、尚又木苗畑仕立之節ハ、為御締樹芸方御壹人ツ、御下被仰付被下置度、何卒以御憐愍右之段共御聞届被仰付被下置度、幾重ニも宜沙汰仕奉願上候、以上、

十三町名主

奈良屋佐次郎

九月

右同

能登屋利兵衛

同町年寄

村山権兵衛

対与作様

山栄八様 同所町奉行添書略、

図式式枚略、

十三町名主・年寄は、春に蒔きつけをおこなったマツ種の状況を勘案したうえで、今後一年に一〇箇所ずつの蒔きつけを一〇年実施すれば、並木の植林は成功するのではないかという見込みを示した。しかし、海から吹きつける風がマツの生育を阻害して「下這」ばかりになってしまったため、岩木川河口と十三湖沿いにもクリ・カシワ類の種の蒔きつけも同時に命じてほしいとしている。そこで、これら木々の種を自力で準備することが難しいため、一年にマツ種一斗、クリ種五斗、カシワ種三斗ずつ藩の方で差

配してほしいと願い出た。

名主・年寄の願い出は、十三町奉行を経て山奉行と諸木仕立方取扱へと伝えられた。一月に諸木仕立方取扱からは、翌年に「御試」として三、四年ほどこれら樹種の時きつけを命じてはどうかとする伺いが立てられ、山奉行もこれを受け、諸種を配分するよう郡奉行へと命じるのが良いと述べた。⁽⁴⁵⁾

ウルシ木増植政策の一環として取り組まれた十三町の並木に関する問題は、これまで述べてきた通り、名主・年寄をはじめとする現地住人たちからの意見が採り入れられながら対処されることとなった。藩の漆方や郡方は、ウルシ木植栽の前提としてこれらの問題に取り組んでいたが、十三町奉行や名主・年寄たちは、当該地域により適した形での樹種の育成をこの機会に企図していたと考えられる。

結局、「屏風山」ならびに十三町の並木については、これ以後ウルシ木の増植が積極的におこなわれた形跡はみられず、寧ろ同地域においてはマツを中心とした植栽に変化していった。これらの担い手となったのは漆役を務めていた現地の百姓たちで、たとえば慶応元年（一八六五）正月二〇日には、木作新田組に属す山田村の漆役七戸太左衛門と同組小中野村の百姓嘉右衛門が、安政二年以降廻堰村から十三町に至るまでマツを植えた功績により苗字帯刀が許され、「松仕立見継役」という役職に任じられている。⁽⁴⁶⁾ 彼らはいずれも代官と漆方取扱の願い出により同役職に就任しており、これらの点からは、同地域における森林の問題が現地の居住する人びとの協力なしでは成し遂げられなかったこともまた窺えよう。

おわりに

以上、本稿では嘉永・安政期に弘前藩領で展開したウルシ木増植政策を契機として発生した森林に係る問題について、津軽半島北部に位置する十三町における並木の植林を中心にみてきた。最後に、本稿で明らかとなった点について、簡単にまとめてみたい。

まず一点目として、弘前藩におけるウルシ木増植政策は従来論じられている通り、藩と領民の共通認識のもとでおこなわれていたとは言い難く、藩の林政担当部局である山方からも、推進のあり方については疑問を呈されていた点である。こうした状況のなか、津軽半島西岸に位置する「屏風山」とさらにその先に位置する十三町の並木に問題があることが判明し、同政策を推進していた漆方と郡方を中心に、その対応に迫られる事態となったのである。

二点目は、「屏風山」ならびに十三町への植林は、原則としてウルシ木増植を担当する漆方と、それを管轄する郡方によって主導されており、林政を管掌する山方は、あくまでもそれらに対する指摘・提言に止まっていた点である。これらのことを考えると、当該期におけるウルシ木増植政策は、藩全体として取り組む性質のものであり、その過程で露顕した問題については、あくまでも同政策を推進する漆方・郡方で対応しなければならなかったことを窺わせる。

そして三点目は、植林方法や樹種、植栽位置などについては、当該地域に居住する人びとの意見が勘案・優先された点である。ここからは、森林に係る問題が、決して行政を運営する組織のみでは解決できず、個々の地

域の気候や地質、さらには人びとの生業のあり方も含めて考慮する必要があったことが窺えよう。

もちろん、弘前藩領全域をみていけば、ウルシ木の増植が成功した地域が存在することも事実である。⁽⁴⁷⁾しかしその一方で、ウルシ木の植栽よりも前に対処しなければならない問題が存在する地域や、そもそも植林に不向きな土地に対して、藩はそれぞれの地域の実情に応じた対応をとっていたのである。この点に鑑みれば、本稿で扱った事例は、ウルシ木増植政策に限らない、地域の森林管理や藩政運営の視点で多分な示唆を与えてくれていると考える。

註

- (1) 拙稿「津軽地方の『屏風山』と野呂武左衛門」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五〇号『金鯢叢書』第四三輯所収)、二〇一六年、後に拙著『近世・近代の森林と地域社会』(吉川弘文館、二〇二二年)、第三部第三章に所収。
- (2) 同前。
- (3) 一戸岳逸『漆林の履歴』(青森通俗図書館、一九三九年)、福井敏隆「漆木家伝書」解題(佐藤常雄ほか編『日本農書全集四六特産二 梨栄造秘鑑・紀州蜜柑伝来記・漆木家伝書』、農山漁村文化協会、一九九四年所収)、北嶋祐二「弘前藩の漆行政」(私家版、二〇〇八年)などを参照。
- (4) 福井敏隆「幕末期の津軽藩の漆木栽培政策——『平山家漆関係文書』の分析を通して——」(『北奥文化』第一六号、一九九五年)。
- (5) 中野渡一耕「幕末弘前藩『漆守』の経営に関する一考察」(『弘前大学國史研究』第一〇三号、一九九七年)。
- (6) 前掲註(3)北嶋文献、一三〇一六頁。
- (7) 前掲註(3)福井解題、二二五頁、同前北嶋文献、五五一〜五六〇頁。
- (8) 前掲註(5)中野渡論文、二一五頁。
- (9) 「御郡中漆之覚」(国文学研究資料館所蔵)。

幕末弘前藩におけるウルシ木増植政策をめぐる問題と対応

- (10) 「御郡内漆木実数調帳」(同前)。
- (11) 前掲註(5)中野渡論文、五頁。
- (12) 『弘前藩庁日記』のうち「国日記」(弘前市立弘前図書館所蔵)、文化七年二月二日条、同前、文化十三年九月九日条。
- (13) 「金木四ヶ組御用留」、嘉永五年二月二〇日条(前掲註三北嶋文献、一七九頁所収)。
- (14) 「山方御用留」(弘前市立弘前図書館所蔵)、嘉永六年一月「覚」(山田左四郎・三上才八より後藤門之丞宛)。
- (15) 「山方御用留」、嘉永六年一月「山仕立木苗畑御取建場所」。
- (16) 「分限元帳」(文政一一嘉永三年)第一(弘前市立弘前図書館所蔵)、「国日記」、嘉永六年二月乾の冒頭に掲載されている御用番の頁を参照。
- (17) 「山方御用留」、嘉永六年一月一日「覚」(後藤門之丞より工藤伝兵衛宛)。
- (18) 同前、嘉永六年一月二四日条。
- (19) 虎尾俊哉編『日本歴史地名大系二 青森県の地名』(平凡社、一九八二年)、六一二頁などを参照。
- (20) 前掲註(1)拙稿、拙著。
- (21) 「山方御用留」、嘉永七年七月「御内意」。
- (22) 同前、嘉永七年七月「山横見定仕立方大方仕様之図」。前掲註(1)の拙稿・拙著にも掲載している。
- (23) 「山方御用留」、嘉永七年七月二二日条。
- (24) 同前、同年閏七月二二日条。
- (25) 同前、同年二月一七日条。
- (26) 十三町の概要については、おもに前掲註(19)『青森県の地名』、五六三〜五六四頁を参照した。
- (27) 原本は弘前市立弘前図書館所蔵。
- (28) 原本は弘前市立弘前図書館八木橋文庫所蔵。本稿では、岩崎繁芳編『市浦村史』第三卷(市浦村、二〇〇五年)、七一〜七二六頁所収の翻刻史料を使用した。
- (29) 原本は弘前市立弘前図書館所蔵。本稿では前掲『市浦村史』第三卷、七〇二

頁を参照した。

- (30) 長谷川成一『弘前藩』(吉川弘文館、二〇〇四年)、七一―七四頁参照。
- (31) 「山方御用留」、安政二年九月「覚」(佐藤虎之助より加藤清兵衛宛)。
- (32) 同前、安政二年九月条。
- (33) 「国日記」、安政二年九月の冒頭に掲載されている御用番の頁を参照。
- (34) 「樹芸方」は、郡方に附属するウルシ木の植栽に係る諸役と山方に附属する諸木仕立方などを総称した呼称と考えられるが、具体的にどの役職を示すのかは判然としない。
- (35) 前掲註(31)に同じ。
- (36) 森林保全・管理技術研究会編『公益社団法人国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」事業助成 海岸林の役割と再生の考え方』(森林保全・管理技術協会、二〇一五年)、六頁参照。
- (37) 「山方御用留」、安政二年九月「覚」。
- (38) 同前、安政四年三月条。
- (39) 同前、安政四年三月「覚」(山川栄八・対馬与作より工藤伝兵衛・成田三太夫宛)。
- (40) 同前、安政四年四月一〇日「覚」。
- (41) 長谷川成一監修『御用格』(第三次追録本)(弘前市、二〇〇二年)、五七四―五七五頁。

- (42) 「山方御用留」、安政四年四月二二日条。
- (43) 同前、同年九月条。
- (44) 同前、同年一月「覚」。
- (45) 同前、同年一月一日条。
- (46) 同前、慶応元年正月二〇日「覚」(山形平八より楠美莊司宛)。
- (47) たとえば、文化〳慶応期(一八〇四―六八)の間に植栽したウルシ木の記録が残る油川組村々のうち、鶴ヶ坂村では安政六年から元治二年までの間に二五〇〇本ほどウルシ木を植えつけ、「至極宜敷場所にて盛木相成申候」という状況だった。加えて、油川組では同期間内に継続的なウルシ木の植林がなされていたことも確認できる(前掲註(3)北嶋文猷、一九六―二〇二頁参照)。

〔附記〕

本稿は、平成二八年(二〇一六)五月二一日に國學院大學にて開催された國史学会五月例会にて報告した内容(報告要旨は『國史学』第二二〇号(二〇一六年)に所収)をもとに、その後明らかとなったことなども含めて文章化したものである。発表当時は多くの方々から貴重なご意見を賜った。また、史料の閲覧・収集にあたっては、弘前市立弘前図書館のみなさまに大変お世話になった。記して感謝申し上げる。